

伊 勢 市 公 報

第 241 号
平成 27 年 11 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 道路の区域変更について	2
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	3
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	4
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	5
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係	
・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の修正について	6
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	7
○ 市営住宅の入居者の募集について	8
○ 公示送達	13

伊勢市告示第 106 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 11 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	桧尻川 22-1 号線	旧	船江 4 丁目 1460 番 1 地 先から船江 4 丁目 1465 番 2 地先まで	5.0	90.6
		新	船江 4 丁目 1460 番 4 地 先から船江 4 丁目 1465 番 2 地先まで	5.0~10.7	90.6

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 27 年 11 月 13 日

伊勢市教育委員会

委員長 島 中 節 夫

記

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 17 日（火）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 38 号 平成 27 年度教育関係補正予算（第 5 号）について
 - 議案第 39 号 伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について
 - 議案第 40 号 教育長の給与等に関する条例等の一部改正について
 - 議案第 41 号 宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場 建築工事）の請負契約について
 - 議案第 42 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について
 - 議案第 43 号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 56 号

平成 27 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選挙管理委員会告示第 57 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
※休日は、本庁舎 1 階守衛室

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選挙管理委員会告示第 58 号

平成 27 年 9 月 1 日現在をもって調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、下記の者から選挙人名簿に登録すべき旨の異議の申出があり、その申出を正当であると決定し選挙人名簿に登録したので、漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 24 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

住 所	省略
氏 名	能 仁 賢 一

伊勢市公告第 75 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 11 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 76 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 27 年 11 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 27 年 11 月 4 日（水）から 11 月 17 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 3
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 造 4 階建	4 階	3 D K	1	×	14,200 円～ 28,000 円
倭 C 団地	倭町 40 番地 4	P C 造 5 階建	1 階	3 D K	1	×	17,400 円～ 34,200 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番 11 号	R C 造 3 階建	2 階	3 D K	1	×	20,600 円～ 40,400 円

宮中横団地	浦口4丁目 32番36号	R C造 3階建	2階	2DK	1	○	17,700円～ 34,800円
宮中横団地	浦口4丁目 32番36号	R C造 3階建	3階	3DK	1	×	23,200円～ 45,500円
高倉団地	二俣2丁目 5番28号	R C造 3階建	1階	3DK	1	×	21,100円～ 41,400円
二俣団地	二俣3丁目 10番18号	R C造 4階建	4階	3DK	1	×	22,900円～ 45,000円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	3階	2DK	1	○	17,500円～ 34,300円
旭団地	旭町49番地1	R C造 4階建	1階	2DK	1	○	17,100円～ 33,700円
西豊浜団地	西豊浜町 5437番地	P C造 平屋建	1階	3DK	1	×	7,800円～ 15,400円
西豊浜団地	西豊浜町 5437番地	P C造 2階建	1・2階 ※2	2DK	1	○	12,400円～ 24,400円
高向団地	御菌町高向 1318番地	R C造 2階建	2階	3DK	1	×	16,600円～ 32,700円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※3
リバーサイドせせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	2階	2DK	1	○	20,400円～ 40,200円
リバーサイドせせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	4階	2DK	1	○	20,400円～ 40,200円

※1 P C：コンクリート版プレハブ造 R C：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は、2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。

(3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。

(4) 市区町村税を完納していること。

(5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者

・婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

(ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者

(イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）

(ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）

(エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）

(オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）

- (カ) 原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者)
- (キ) 中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に該当する者)
- (ク) 生活保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に該当する者)
- (ケ) 海外からの引揚者(引揚げ後5年を経過していない者)
- (コ) ハンセン病療養所入所者等(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に該当する者)
- (サ) DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの)

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60歳以上の単身世帯、いずれか一者が60歳以上の夫婦※のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族からなる世帯
※ 夫婦・・・配偶者同士のみ(内縁関係者及び婚約者を含む。)
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成 27 年 12 月 12 日 (土)

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで (時間厳守)

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 28 年 1 月 1 日以降

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 77 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 11 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所又は所在地
省略	省略
省略	省略